

新たに市場化テストの対象とする統計調査について（案）

平成19年11月13日

農 林 水 産 省

1 木材流通統計調査（木材価格統計調査）を追加するに当たっての検討状況

(1) 農林水産統計調査については、公務員総人件費改革の取組の一環としても民間開放を推進し、その一手段として、調査の質を維持・確保する必要があるものは、市場化テストのスキームを活用することとしており、昨年12月の公共サービス改革基本方針（閣議決定）において、平成20年度（平成21年1月～）から牛乳乳製品統計調査（指定統計調査）及び生鮮食料品価格・販売動向調査（承認統計調査）を公共サービス改革法の対象とすることを決定しているところである。

(2) その後、農林水産統計調査の民間開放に向けて検討を進めた結果、昨年12月に決定した2調査に加えて、木材流通統計調査（木材価格統計調査）を平成20年度（平成21年1月～）からの公共サービス改革法の対象とすることとする。

その理由は、調査対象が工場等の事業所に限らず販売業者等の多岐にわたること、林業分野であること等の要素があることから、今後の民間開放・市場化テストの取組を進めるうえでの知見を得ることができると判断したためである。（調査の概要は別紙のとおり。）

2 今後の統計調査業務の民間開放に係る検討方向

農林水産統計調査は、これまで民間委託の経験が少ないため、経験を積みながら民間開放・市場化テストを進めていく必要がある。このため、委託する業務の範囲、調査方法（郵送調査・調査員調査）等、パターンが異なるもののなかで比較的民間事業者の受託可能性の高い調査を当面市場化テストの対象とし、今後は、20年度に予定している3調査での経験を踏まえつつ、木材統計調査（指定統計調査）等の大規模調査についても市場化テストの対象とすることを積極的に検討して参りたい。

木材流通統計調査（木材価格統計調査）の概要 （承認統計調査）

1 調査の目的

木材の価格水準及びその変動を的確に把握し、木材の需給及び価格の安定を図るための木材流通改善対策等に資する。

2 調査の主な利活用

(1)我が国の森林・林業の基本政策となる「森林・林業基本計画」の策定・検証に資するために木材の需給及び価格動向を把握する資料。

(2)今後の木材の需給予測及び需給対策を検討する「木材需給対策中央会議（予測部会）」等における資料。

3 調査対象（数）

約450（うち、製材工場：約320、木材チップ工場：約40、合単板工場：約20、木材市売市場：約20、木材センター：約10、木材販売業者：約40）

4 調査事項

製材工場、木材チップ工場、合単板工場、木材市売市場、木材センター及び木材販売業者における素材及び木材製品の購入・販売価格

5 調査時期

毎月（15日現在）

6 調査方法

往復郵送調査（20年1月からオンライン調査を一部導入）

7 調査の実施経路

本省 事務所 センター

8 予算額（19年度）

8百万円